

中小企業等 G X 促進事業費補助金Q & A

番号	問	答
1. 補助対象者について		
1-1	個人事業者は対象となりますか。	申請の日までに、開業届を提出している方、青色申告をしている事業者又は白色申告者でも事業収入を申告している方は対象となります。ただし、商工業者に限ります。
1-2	医療関係者は対象になりますか。	医療法人、医師、歯科医師、助産師の方は対象外です。
1-3	調剤薬局は対象になりますか	個人事業者や会社の場合は対象です。 医療法人の場合は対象外です。
1-4	介護施設や病院は対象となりますか。	運営者が医療法人や医師、歯科医師、社会福祉法人の事業者の方は対象外です。
1-5	工場、事業所等は県内にあるが、本社が県外の場合対象になりますか。	対象となります。ただし、徳島県内の工場、事業所等で設備導入を行う場合に限ります。
1-6	複数の工場、事業所等が県内にあるが、工場、事業所等ごとに申請ができますか。	法人登記や開業届を行っている事業者単位で1事業者あたり申請1件となります。本社の住所、代表者名で申請してください。
1-7	複数の業種を営んでいる場合、主な業種はどのように判断すればよいですか。	「製造業、建設業、運輸業」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」の定義に当てはめることが難しい事業や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他の業種」に該当するものとしてください。
1-8	製造業と小売業のどちらの事業も営んでいる場合、資本金・従業員数の要件はどちらの業種の数字で判断すればよいですか。	主たる事業である方の業種要件で判断してください。
1-9	グループ企業等で複数の申請はできますか。	資本関係や人的関係から同一法人とみなされる場合、いずれか1社のみでの申請しか認められません。同一法人とみなすか否かは、国の事業再構築補助金における「みなし同一法人」の定義に準拠します。
2. 補助対象事業・経費について		
2-1	設備導入に伴う工事費や運搬費は補助対象となりますか。	新規に取得した固定資産の取得価格として計上されるものは対象となります。
2-2	導入設備について、中古品は補助対象となりますか。また、PPAやリースは補助対象となりますか。	固定資産として新規に取得する場合は、中古品も対象となります。PPAやリースは対象となりません。

中小企業等 G X 促進事業費補助金 Q & A

番号	問	答
2-3	国、県、市町村等が実施する他の補助事業との併用は可能ですか。	可能です。ただし、補助対象となるのは、補助対象経費から他の補助金を差し引いた額となります。
2-4	導入する脱炭素発電設備について、自家消費率の基準はありますか。	当該発電設備から得た電力は、自家消費が原則となります。余剰電力の売電は可能ですが、導入設備は、直近1年間の電力購入量と比して、過剰とにならないようにしてください。
2-5	導入設備について、自社や関係会社から調達した場合は補助対象となりますか。	補助事業者の利益等相当分が含まれる可能性があることから、自社及び関係会社（財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社）から調達される設備は、補助対象外となります。
3. 申請手続について		
3-1	採択は先着順ですか。	先着順です。予算額に達し次第、受付を終了します。
3-2	交付申請はいつまでにすればよいですか。	事業着手（工事着手）の14日前までに申請が必要です。申請に不備があると、交付決定が遅れる場合がありますので、余裕を持ってご申請ください。
3-3	申請にあたってはどのような書類を提出する必要がありますか。	申請時に必要となる書類については、交付要綱第5条をご確認ください。各様式で定める添付書類も漏れなく添付ください。
3-4	申請書に押印は必要ですか。	不要です。
3-5	県税すべてに未納がないことの証明書はどこで取得できますか。	最寄りの東部県税局や県民局の各庁舎で取得することができます。交付申請にあたっては、交付申請書の証明事項の「7番」の「県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）すべてに未納がないことの証明」を申請して下さい。
3-6	必要書類の準備ができました。どちらに申請すればよいですか。	必要書類1部を「徳島県経済産業部企業支援課新産業立地室」に、郵送又は持参で提出してください。なお、予算額到達により受付を終了している場合がありますので、必ず準備前に電話等で県までお問い合わせください。
3-7	申請の内容は途中で変更できますか。	軽微な変更を除き、事前に補助事業変更承認申請書を提出し、承認を得てください。変更内容が軽微な変更に当たるかどうかは、県までご確認ください。なお、交付決定額を超えて増額する変更はできませんので、ご注意ください。
3-8	いつから事業を開始してよいですか。	補助事業の開始は、交付決定日以降とする必要があります。
3-9	いつまでに事業を完了すればよいですか。	令和9年1月29日までに設備導入及び支払が完了していることが必要です。

中小企業等 G X 促進事業費補助金Q & A

番号	問	答
3-10	実績報告はいつまでにすればよいですか。	事業を完了（設備導入及び支払が完了）した日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月29日までのいずれか早い日までに、提出してください。
4. その他		
4-1	補助金受領後、何らかの義務が発生しますか。	補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の補助の目的に従って、その効率的な運用を図る必要があります。耐用年数経過前に財産を処分する場合は、所要の手続が必要になるとともに、補助金の全部又は一部を県に返還いただく場合があります。